



【注意事項】実際の輸出に際しては、現地輸入者等の関係者を通じて輸出相手国の植物検疫当局または農業担当部局に確認してください。

諸外国に物品等を輸出する場合の検査条件一覧（早見表）：郵便物編

本表は令和5年3月24日現在の情報に基づいたものです。

【被毒品での検査条件はこちら】

【貨物での検査条件はこちら】

種類	機械類							その他					備考
	農薬、林業、園芸に使用される中古VME（収穫機、製材機、材運搬トラック、動物輸送車両、堆肥及び肥料トローラー、トラクター）	土木用中古VME（ブルドーザー、地ならし機、露天掘り装置）	VME（こみ/ギヤベージ/廃棄物トラック、廃棄物仕分け装置）	深部探掘用中古VME	屋内外で使用されるエンジン、中古VME（ヘクフレ）	（例）オフロード車、バス、トラック、オートバイ、四輪駆動車、バイク、四輪駆動車、エンジン、中古部品、取り付けられたタイヤ）	中古車両（自動車、トラック、オートバイ、バス、トラック、オートバイ、四輪駆動車、バイク、四輪駆動車、エンジン、中古部品、取り付けられたタイヤ）	香辛料	干し柿	干し柿（あんぼ柿）	バックご飯	フリザーフードフラワー	
アジア	韓国	-	-	-	-	-	-	◎*5	☆	☆	◎	◎	<p>【本表について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>諸外国に植物等を輸出する場合は、輸出相手国が定める輸入に関する植物検疫制度に従う必要があります。</li> <li>本表では、輸出相手国が公表している規則等を元にして各品目に求められている検査条件を掲載しています。</li> <li>VMEとは、車両、機械及び装置の略です。</li> </ul> <p>※注意事項・ご利用方法</p>
	台湾	-	-	-	-	-	-	PQ*2*4	☆	☆	◎	☆	<p>1. 利用上の注意</p> <p>当早見表に掲載されている検査条件は正確な情報の提供に努めておりますが、元となる諸外国の検査規則は変更されることがあり、実際の内容と異なる場合があります。本表の情報は参考情報としてご利用ください。実際の輸出に際しては、現地輸入者等の関係者を通じて輸出相手国の植物検疫当局または農業担当部局に確認してください。</p>
	中国	-	-	-	-	-	-	Q	Q	Q	△	Q	<p>また、検査条件は、各国の植物検疫上での要求であり、当早見表で植物検疫証明書の添付が不要となっている場合であっても、各国の他の法令により輸入が制限される場合があります。</p>
	香港	-	-	-	-	-	-	◎*6	◎	◎	◎	◎	<p>2. 諸外国の輸入許可制度について</p> <p>輸出相手国の輸入許可に関する照会・手続については、現地輸入者等の関係者を通じて輸出相手国の農業担当部局または植物検疫当局に確認するか、あるいは輸出相手国の在日大使館にお問い合わせください。</p>
	フィリピン	-	-	-	-	-	-	△	△	△	△	△	<p>【表中の記号について】</p> <p>※1. 利用上の注意を参照</p> <p>◎: 植物検疫証明書(注1)の添付は不要です。</p> <p>Q: 植物検疫証明書の添付が必要です。</p> <p>△: 輸出相手国の検査条件が設定されていない、または不明です。輸出相手国にご確認ください。</p>
	ベトナム	-	-	-	-	-	-	Q*3	Q*3	Q*3	◎	Q*3	<p>P: 輸出相手国の「輸入許可証(注2)」を取得する必要があります。</p> <p>×: 輸出相手国が輸入を原則禁止。</p>
	シンガポール	-	-	-	-	-	-	◎*6	◎	◎	◎	◎	<p>☆: 個別に輸出相手国に確認が必要です。(植物の種類や加工の内容などによって要求措置が異なります。詳細は輸出相手国にご確認下さい。)</p> <p>-: 想定されていないため対象外</p>
	インド	-	-	-	-	-	-	Q*1	◎	◎	◎	☆	<p>(注1: 植物検疫証明書は輸出検査に合格すると発給されます。)</p> <p>(注2: 輸入許可証は輸出相手国より発給されます。)</p>
欧州	EU	-	-	-	-	-	-	◎*6	◎	◎	◎	◎	<p>【表中の注釈(*)について】</p> <p>*1: 輸出前消毒など、その他の措置が必要。</p> <p>*2: 加工の内容によっては植物検疫証明書の添付が不要な場合もあります。輸出相手国にご確認ください。</p> <p>*3: 輸入許可証の要件については輸出相手国にご確認ください。</p> <p>*4: 植物検疫証明書が必要な植物を輸出する場合は輸入許可証を取得する必要があります。</p> <p>*5: 小売り容器に包装されたものに限る。それ以外については輸出相手国にご確認ください。</p> <p>*6: 植物の種類や加工の内容等によって要求措置が異なる可能性があります。詳細は輸出相手国にご確認ください。</p>
	英国	-	-	-	-	-	-	◎*6	◎	◎	◎	◎	<p>【植物の輸出相談窓口】</p>
	ロシア	-	-	-	-	-	-	◎*6	Q	Q	◎	Q	<p>横浜植物防疫所業務部輸出検疫担当 TEL 045-211-7155 / FAX 045-211-2171</p> <p>名古屋植物防疫所輸出検疫担当 TEL 052-651-0114 / FAX 052-651-0115</p> <p>神戸植物防疫所業務部輸出検疫担当 TEL 078-331-2384 / FAX 078-391-1757</p> <p>門司植物防疫所輸出検疫担当 TEL 093-280-4319 / FAX 093-321-0481</p> <p>那覇植物防疫事務所輸出及び国内検疫担当 TEL 098-868-1679 / FAX 098-861-5500</p>
北米	米国(本土)	-	-	-	-	-	-	◎*6	◎	☆	◎	◎	<p>【植物の輸出相談窓口】</p>
	カナダ	-	-	-	-	-	-	◎*6	◎	◎	◎	◎	<p>【植物の輸出相談窓口】</p>
	メキシコ	-	-	-	-	-	-	Q	Q	Q	◎	Q	<p>【植物の輸出相談窓口】</p>
	ペルー	-	-	-	-	-	-	Q*1	Q*1	Q*1	◎	Q*1	<p>【植物の輸出相談窓口】</p>
チリ	-	-	-	-	-	-	◎*6	◎	◎	◎	Q	<p>【植物の輸出相談窓口】</p>	
大洋州	オーストラリア	-	-	-	-	-	-	☆	☆	☆	◎	☆	<p>【植物の輸出相談窓口】</p>